

議案第28号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第14条の4第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に、「100分の61」を「100分の54」に改め、同条第2号中「4万2,100円」を「4万5,000円」に、「100分の39」を「100分の46」に改める。

第14条の12第1号中「100分の2.28」を「100分の2.42」に、「100分の61」を「100分の60」に改め、同条第2号中「1万3,200円」を「1万5,100円」に、「100分の39」を「100分の40」に改める。

第14条の16中「20万円」を「22万円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の58」を「100分の59」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万6,200円」に、「100分の42」を「100分の41」に改める。

第18条の2中「20万円」を「22万円」に改め、同条第1号ア中「2万9,470円」を「3万1,500円」に改め、同号イ中「9,240円」を「1万570円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万1,340円」に改め、同条第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同号ア中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を

「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、
同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第18条の3第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中
「1万525円」を「1万1,250円」に改め、同号ウ中「1万6,840円」
を「1万8,000円」に改め、同号エ中「2万1,050円」を「2万2,500円」
に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号
イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を
「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の3第2項中「の提示」を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保
険受給資格通知の提示」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に
ついて適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条の4、第14条の12、第14条の16、第15条の4、第
18条の2及び第18条の3の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和
4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率等を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.17</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.16</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の61</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人</p>

につき4万5,000円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第14条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.42

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,100円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で

につき4万2,100円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第14条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.28

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の61に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で

除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2において同じ。)は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.20
(介護納付金賦課総額の100分の5.9に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,200円(介護納付

除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2において同じ。)は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.20
(介護納付金賦課総額の100分の5.8に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,600円(介護納付

金賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当した

金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当した

ことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に

ことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に

係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並び

係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並び

に当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当

に当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当

該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万1,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万570円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,340円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算し

該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万9,470円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,620円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算し

た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万2,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る

た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万1,050円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,600円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,300円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る

保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,020円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,240円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額(前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円

イ 前条第2号アに規定する金額を

保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,420円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,640円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,320円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額(前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円

イ 前条第2号アに規定する金額を

減額した世帯 1万1,250円
 ウ 前条第3号アに規定する金額を
 減額した世帯 1万8,000円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外
 の世帯 2万2,500円
 (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係
 る被保険者均等割額 次に掲げる世
 帯の区分に応じ、それぞれ次に定め
 る額
 ア 前条第1号イに規定する金額を
 減額した世帯 2,265円
 イ 前条第2号イに規定する金額を
 減額した世帯 3,775円
 ウ 前条第3号イに規定する金額を
 減額した世帯 6,040円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外
 の世帯 7,550円
 (特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 略

2 前項の届書の提出に当たり、特例対
 象被保険者等の雇用保険法施行規則
 (昭和50年労働省令第3号)第17
 条の2第1項第1号に規定する雇用保
 険受給資格者証又は同令第19条第3
項に規定する雇用保険受給資格通知の
提示を求められた場合には、これを提
 示しなければならない。

減額した世帯 1万525円
 ウ 前条第3号アに規定する金額を
 減額した世帯 1万6,840円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外
 の世帯 2万1,050円
 (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係
 る被保険者均等割額 次に掲げる世
 帯の区分に応じ、それぞれ次に定め
 る額
 ア 前条第1号イに規定する金額を
 減額した世帯 1,980円
 イ 前条第2号イに規定する金額を
 減額した世帯 3,300円
 ウ 前条第3号イに規定する金額を
 減額した世帯 5,280円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外
 の世帯 6,600円
 (特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 略

2 前項の届書の提出に当たり、特例対
 象被保険者等の雇用保険法施行規則
 (昭和50年労働省令第3号)第17
 条の2第1項第1号に規定する雇用保
 険受給資格者証の提示

 _____を求められた場合には、これを提
 示しなければならない。